

## ステップ5 資料E 環境設定と留意事項について（居宅版用）

**居宅介護支援版、居宅サービス提供版、小規模多機能版、看護小規模多機能版、  
包括支援版、高齢者住宅版**でご利用いただいている事業所様向けのご案内です。

3月6日に平成30年度介護報酬改定に基づくサービスコード表（案）が公開されました。ファーストケア Ver7\_0\_0 は機能を限定した暫定版でご提供を開始しています。ご利用に際してはあらかじめご了承ください。

ファーストケア Ver.7 に登録されている事業所情報や利用者基本情報を設定します。  
ご使用前に、必ずご一読ください。

### 【必要な環境設定と留意事項】

#### ① 提供時間区切りの扱い <<各種登録情報>><初期値情報>

訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハ、認知症対応型通所介の提供時間区切りの扱いを変更することが可能です。ファーストケア Ver.6 をお使いいただいている最中に変更することができませんでしたが、平成30年4月の利用票・提供票から新たに作成するため、このタイミングであれば過去のスケジュールが変わってしまうという心配がありません。事業所様内でご検討いただき、変更した場合は全職員様で提供時間の区切りが変わったことを、周知してください。今回の制度改正では、通所系サービスの提供時間刻みが1時間単位になりました。

The screenshot shows a software interface with a tabbed menu at the top including '共通', '居宅介護支援', '訪問介護', '訪問入浴介護', '訪問看護', '訪問リハ', and '通所介護'. The '訪問介護' tab is active. Below the menu, there are sections for '介護給付 予約給付付', 'サービス詳細の初期値', 'サービス区分' (with radio buttons for '身体介護 & 生活援助' and '通院乗降'), and '付帯サービス(全額利用者負担サービス)'. The '提供時間区切りの扱い' section is highlighted with a red box, showing radio buttons for '未済' (selected) and '以上', and an example: '例) 9:00 ~ 10:00 → 59分'. Below this, it states: 'サービス提供時間の指定の際、区切り時間の扱いを切替えます。'

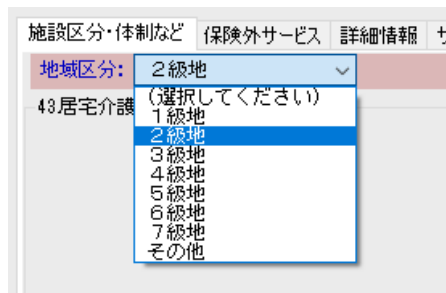
#### ※提供時間区切りの扱い

例えば通所介護では 9:00~15:00 の提供時間の場合、  
「未済」に設定すると、5時間以上6時間未満のサービスです。  
「以上」に設定すると、6時間以上7時間未満のサービスです。

#### ② 事業所情報の変更 <<各種登録情報>><事業所情報>

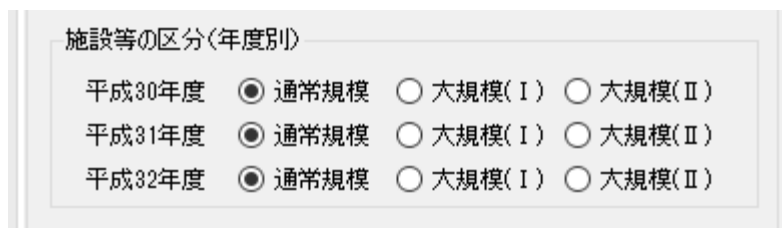
##### 【地域区分】

ファーストケア Ver.6 で設定していた値が、そのまま設定されています。平成30年4月から地域区分が変更になる保険者は変更が必要です。利用票・提供票を作成するためには、自社事業所だけではなく、全ての事業所に対して設定が必要です。



### 【施設区分】

通所介護、通所リハビリテーションの施設区分は、平成29年度の設定が平成30年度～32年度にあらかじめ設定されています。必要に応じて見直してください。  
居宅支援版をお使いの場合、他社の事業所情報も正しい設定が必要です。



### 【その他 加算情報】

新設加算や算定要件に変更があった加算項目を設定してください。

居宅介護支援版をご利用の場合、提供事業所については平成30年4月以降の加算内容を確認し、最新の内容を設定してください。スケジュール作成時に事業所情報の加算内容を参照するので、利用票・提供票を作成する前に、ご利用のある全ての事業所について設定します。  
届出申請中など最新の情報が不明な場合は、ご利用者様に利用票の単位数や金額等が変わる可能性があることをお伝えください。4月ご利用分の国保連請求までには正しい事業所情報の内容を設定してください。

### ③ 保険者情報 地域区分の変更 <<各種登録情報>>保険者情報> 単価設定タブ

平成30年4月から地域区分が変更になる保険者は登録が必要です。

例えば、

3月まではその他、4月からは7級地の場合、

[新規] ボタンをクリックします。

適用開始年月：2018年04月01日

保険者の地域区分：7級地 を選択して保存ボタンをクリックします。



④ 日常生活支援総合事業 単位数表マスタの変更、地域区分の変更

〈各種登録情報〉×総合事業サービス

平成30年4月以降のサービスコードや単位数が変更される保険者は、保険者のホームページ等で単位数表マスタをダウンロードし、ファーストケアへの再取り込みが必要です。

単位数表マスタの入手方法については、保険者へお問い合わせください。

また、日常生活支援総合事業で使用する単価が変更になる場合は、単価設定も必要です。特に、**地域区分が変更された保険者は、平成30年4月以降の単価を必ず設定してください。**

〈サービスコード〉

〈単価設定〉



例えば、

3月までは3級地、4月からは2級地の場合、

[新規] ボタンをクリックします。

適用開始年月：2018年04月01日

保険者の地域区分：2級地

サービス種類毎に「地域区分の単価」もしくは「10円」を選択して、

[保存] ボタンをクリックします。

⑤ 利用者基本情報の変更 <<利用者情報>>基本情報

【平成30年3月末までの短期入所利用累計日数】

居宅介護支援版をお使いの事業所様は、平成30年4月利用票の「前月迄の短期入所利用日数」を継続するために、利用者基本情報画面の「平成30年2月末時点の短期入所利用累計日数」を設定してください。ファーストケア Ver.6 で平成30年3月の利用票（確定）をプレビューします。右上「前月迄の短期入所利用日数」に出力されている日数を、「平成30年2月末までの短期入所利用累計日数」に入力します。

<<実績管理>>月間個人実績 3月のサービス利用票（確定版）

| 認定済・申請中 |             | 平成30年03月分 サービス利用票（確定） |       |               |                |                   |                  |         |                        |              |    | 利用票種別 |  |
|---------|-------------|-----------------------|-------|---------------|----------------|-------------------|------------------|---------|------------------------|--------------|----|-------|--|
| 保険者番号   | 402289      | 保険者名                  | 朝倉市   | 居宅介護支援事業者事業所名 | ケアセンタービー       | 作成年月日             |                  | 利用票種別   |                        |              |    |       |  |
| 被保険者番号  | 4022890009  | フリガナ被保険者氏名            | 福社 太郎 | 保険者確認印        | 12222222 福社 花子 | 届出年月日             | 平成               |         |                        |              |    |       |  |
| 生年月日    | 昭和03年03月08日 | 性別                    |       | 要介護状態区分       | 要介護1 ②3 4 5    | 区分支給限度基準額(本人負担割合) | 19,616 単位/月 (1割) | 限度額適用期間 | 平成28年06月 から平成30年05月 まで | 前月迄の短期入所利用日数 | 28 | 日     |  |

<<利用者情報>>基本情報

開始・中止日付  
年月日 中止日付 年月日  
理由

平成30年2月末までの短期入所利用累計日数: 28 日  
※被保険者証の更新時には「0」日に戻してください。

右クリックで写真を挿入

3月のショートご利用日数が10日間の場合、4月のサービス利用票の「前月までの短期入所利用累計日数」には 28日+10日=38日 と出力されます。

| 認定済・申請中 |             | 平成30年04月分 サービス利用票（兼居宅サービス計画） |       |               |                  |                   |                  |         |                        |              |    | 居宅介護支援事業者→利用者 |  |
|---------|-------------|------------------------------|-------|---------------|------------------|-------------------|------------------|---------|------------------------|--------------|----|---------------|--|
| 保険者番号   | 402289      | 保険者名                         | 朝倉市   | 居宅介護支援事業者事業所名 | ケアセンタービー         | 作成年月日             |                  | 利用票種別   |                        |              |    |               |  |
| 被保険者番号  | 4022890009  | フリガナ被保険者氏名                   | 福社 太郎 | 保険者確認印        | 12222222 福社 用具太郎 | 届出年月日             | 平成               |         |                        |              |    |               |  |
| 生年月日    | 昭和03年03月08日 | 性別                           |       | 要介護状態区分       | 要介護1 ②3 4 5      | 区分支給限度基準額(本人負担割合) | 19,616 単位/月 (1割) | 限度額適用期間 | 平成28年06月 から平成30年05月 まで | 前月迄の短期入所利用日数 | 38 | 日             |  |

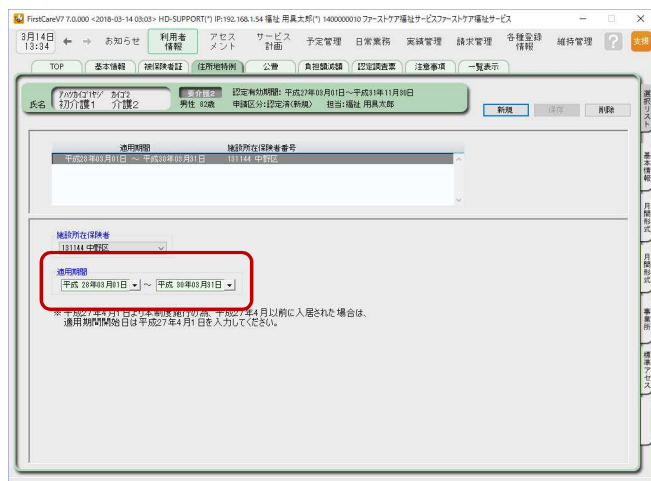
※データ移行後に3月ショートのご利用日数が変わった場合は、FirstCareVer.7 の<<実績管理>>月間個人実績画面で平成30年3月のショートスケジュールをご利用実績どおりに修正してください。その際、単位数は平成30年4月以降の単位数になるので、単位数や金額は正しくないことにご注意ください。

⑥ 住所地特例情報 <<利用者情報>>住所地特例 情報

住所地特例対象利用者の住所地特例情報画面で、適用終了日が平成30年3月31日と入力

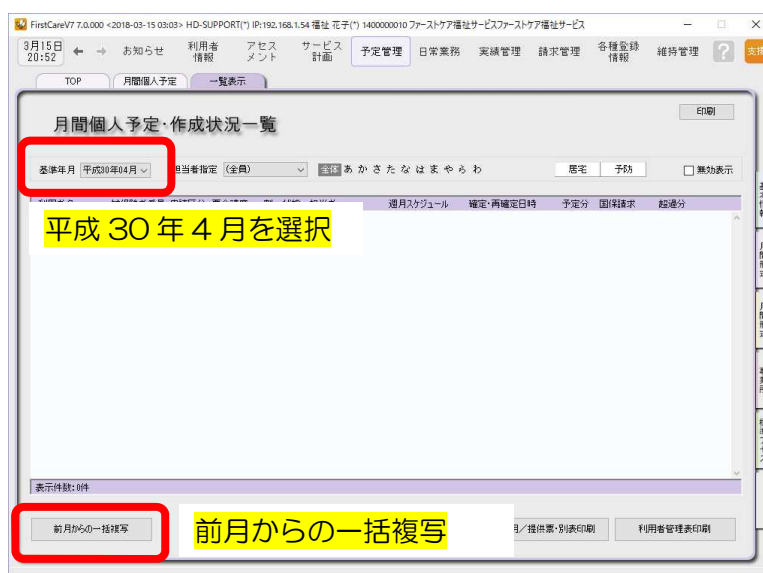
されていないか、ご確認ください。

平成30年3月31日と入力されている利用者様で、その後も適用になる場合は、適用終了日を延長してください。



- ⑦ 平成30年3月の週間スケジュールや3月末時点でご利用になっている福祉用具を、4月へ複写が可能です。複写する際、事業所情報で設定した加算情報を参照します。**4月へスケジュールを複写する前に、事業所情報の設定を4月以降の正しい内容に変更してください。**

4月への複写は<<予定管理>><<一覧表示>>画面で基準年月を平成30年4月にし、画面左下の「前月からの一括複写」で複写します。



- ⑧ 複写後、複写して作成したスケジュールが4月以降の正しい算定内容になっているか、十分ご確認ください。4月以降のサービス提供事業所の算定情報と一致しない場合は、週間形式スケジュール・月間形式スケジュール、事業所情報などをご確認いただき、正しく修正してください。特に、訪問介護、訪問看護、訪問入浴など訪問系サービスは⑧の操作が必要です。
- ⑨ 訪問介護や訪問看護などの訪問系サービスの集合住宅居住減算が合成単位から減算に変わり

ます。例えば、

3 月までは

114941 身体2・同 349 単位 ですが、改正後、このサービスコードは廃止されます。

4 月以降は

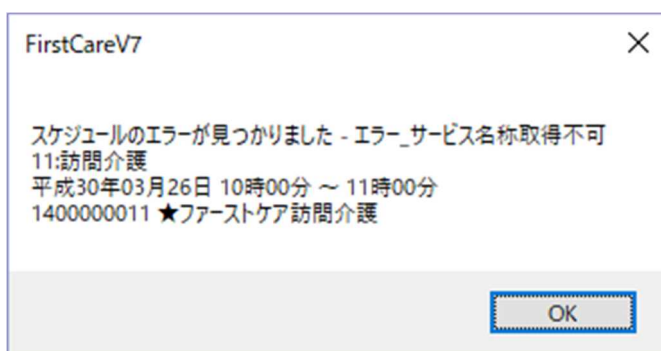
111211 身体介護2 394 単位 と

114114 訪問介護同一建物減算1 もしくは 114115 訪問介護同一減算2

で算定します。

4 月への複写は、集合住宅居住減算は 1 か 2 か、自動で判断できないため、減算「なし」で複写されます。複写後、1 か 2 か手動で設定してください。

また、ファーストケア Ver.7 の月間個人予定・月間個人実績画面で 3 月を表示すると、下図のようなエラーメッセージが表示されます。



3 月スケジュールは移行元とするための情報であり、国保連請求や利用者請求には影響しないため、OK でメッセージを閉じてください。

⑩ **訪問介護スケジュールの場合、以下の操作が必要です。**

複写した 4 月スケジュールはサービスコードが未設定になっています。

**週間形式画面**で複写されたサービスを 1 つずつダブルクリックして表示し、「サービス項目」や加算を選択してください。

- ⑪ 4 月以降、日常生活支援総合事業のみなし事業所が廃止されます。これに伴いサービスコードや単位数が変更される保険者が多くなることが見込まれます。サービスコードや単位数が変更された場合は、対応する単位数表マスタの取り込みが必要です。単位数表マスタは保険者にて用意されます。いつ公開されるのか、どこから入手すればいいのか、保険者にご確認ください。

- ⑫ 一括移行でファーストケア Ver.7 をお使いいただいている事業所様の場合、FirstCare Ver.6 で 3 月のショートご利用実績を変更しても、FirstCare Ver.7 へは反映されません。ショートの連続 30 日超過などのカウントを正しく行うために、FirstCare Ver.7 の月間個人実績画面でも、3 月のショートご利用実績を変更してください。

段階的な移行でファーストケア Ver.7 をお使いいただいている場合は、FirstCare Ver.6 のショートご利用実績を変更後、再移行すると FirstCare Ver.7 へ反映されます。

## 【制限事項】

- ① 国保連請求・利用者請求など請求管理機能は平成30年4月下旬のご提供開始を予定しています。
- ② ファーストケア Ver7\_0\_0 は、機能制限がございます。
  - 居宅介護支援のみでご利用の事業所様、地域包括版のみでご利用の事業所様  
請求管理機能以外は全機能をお使いいただけます。
  - それ以外の事業所様  
利用票・提供票をお作りいただくための機能のみ、お使いいただけます。各種計画書や記録はファーストケア V6 へ入力してください。  
3月下旬にファーストケア V7.0.XX へバージョンアップし、計画書や記録データをファーストケア Ver.7 へ最終移行した後、アセスメントや居宅サービス計画書など、請求管理機能以外をお使いいただけるようになります。
- ③ 通所介護、通所リハ事業所様で出欠席や×処理をお使いいただいている事業所様が、ファーストケア Ver.7 へのバージョンアップを3月中に行わず、4月以降に行う場合、ファーストケア Ver.6 へ4月以降の記録を入力していくこととなりますが、×処理は Ver.6 では行わないでください。

## 【その他】

- ① 売掛入金管理、口座振替管理オプションにご契約いただいている場合、平成30年3月までの未収金の取り扱いによって、操作が変わります。
  - 未収金を平成30年4月へ引き継がない場合、取り込みは不要です。
  - 未収金を平成30年4月へ引き継ぐ場合は、以下の操作でデータを取り込みます。  
以下の操作は4月の引き落としが終わってから実施します。
    - a.FirstCare Ver.6 で3月の振替結果を取り込みます。
    - b.FirstCare Ver.6 でバックアップを採取します。保存する際、ファイル名の先頭に「売掛」など目印をつけると、以降の操作を確実にこなっていただけます。
    - c.FirstCare Ver.7 維持管理画面右下の「売掛入金取込」ボタンをクリックします。
    - d.取り込むファイルの選択画面で、b.で採取したバックアップファイルを選択します。  
b.で採取したバックアップファイルを正しく選択するよう、ご注意ください。
    - e.取り込み完了後、<<請求管理>>「売掛入金管理」画面で、未収金が引き継がれたことを確認します。
- ② ファーストケア Ver.6 を標準環境でお使いいただいていた場合、設定ファイルの引き継ぎをしています。そのため、帳票印刷時のオプションやお便りノートのレイアウトなどが Ver.6 と同じ設定で動作します。ご利用いただいている環境によっては、設定ファイルの引

## ステップ5

平成30年3月19日

株式会社ビーシステム

き継ぎができません、印刷時オプション等が初期化されている場合もございますので、ご注意ください。

以上で Ver.6 からの移行及び Ver.7 ご利用の準備ができました。

※オプション機能の「ケアレポ,Net」「ファーストケア・ポータブル」をご契約いただいている場合は、続けて設定が必要です。

(ステップ6参照)

※ネットワークタイプでご利用いただいている事業所様は、クライアント機(子機)のインストールを行います。

(ステップ7参照)